

第一波スト 不当解雇者の「地位保全等仮処分」申請

首切り反対のストは100%の正義！！

処分は全員違法・無効だ！！

二月二十日、労働千葉は、東京地裁に対し第一波ストでの不当解雇者に対する地位保全等仮処分の申請を行った。この申請は、十一・二八〜二九ストの正当性を明らかにする中で、かつて前例のない違憲・違法な解雇処分の無効と一九八六年二月以降の賃金の仮払いを求めるものである。一・二九以降の職場生産点からの怒りの反撃の闘いと、この法廷での闘いを結合し、政府・当局の闘争破壊・組織破壊攻撃を断固粉碎しよう。

職場と法廷とを結合させ 怒りの反撃を

労働千葉の第一波ストライキは、まさに全国鉄労働者のやむにやまれぬ怒りを体現したものであったばかりか、土地問題や長期債務処理問題に示されるように「分割・民営化」の凶暴な本性を暴き出すものであった。これを放っておけば、それこそ「分割・民営化」が破綻しかねないが故に、政府や当局、そしてその先兵・動労革マルは金切り声を上げ、前代未聞の違法・不当な重大処分を強行し、動労千葉を叩きつぶすと共に、流動化と活性化を開始した国鉄労働者への見せしめとして闘いを庄殺せんとしたのである。労働千葉は、こうした凶暴な攻撃にひるむことなく、切り拓いた地平と、労働者の真の力に確信をもち、第二波ストを貫徹し、敵の狙いを打ち砕いた。

今回の仮処分申請は、この不屈の闘いを法的側面からささえ、反撃していく突破口である。

仮処分―本訴で、解雇撤回かちとろう

動労千葉は不当処分後、直ちに葉山弁護士を団長とする十名の弁護士を形成し法廷闘争の体制を確立した。そして、この日、この間の実例・判例等に照しても明らかに解雇は無効であり、

早期権利救済が求められる十一名（成田一、津田沼五、千葉転四、本部青年部一）について仮処分申請を行った。

同時に、他九名の解雇者及び日鉄法による懲戒処分を受けた組合員について本訴を準備中であることを明らかにした。

ストライキは正当であり 解雇は無効だ

労働千葉の主張は、第一に、第一波ストライキの背景に、①何らの決定でもない「分割・民営化」方針を強行し、具体的余剰人員創出の攻撃が職場で行われている。②処分攻撃など不当労働行為が続出している。③団体交渉の拒否、雇用安定協約更新拒絶宣言等があり、まさに、こうした国鉄労働者にとって直接かつ切実な課題の解決をめざして行われた第一波ストライキは全く正当であり、これを理由とした解雇は無効であること。

第二に、本件ストに対し公労法十七条十八条を適用することは憲法二八条違反であり、かつ、他と比較して甚しく均衡を失った大量不当処分であり、支部執行委員の公労法解雇は訴訟資料上も前例がないなど、明らかに動労千葉解体を狙ったものであり、解雇権の濫用である、ということである。

われわれは、不当処分への怒りをたぎらせ、処分撤回、動労千葉組織破壊攻撃粉碎へ、総力で闘いぬこうではないか。